

事業者各位

神戸西労働基準監督署

神戸西労働基準協会

『改正労働安全衛生法等に関する説明会』のご案内

平素は、労働基準行政の推進並びに当協会の業務運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 14 日に公布され段階的に施行されております。

改正法は、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずることについて改正されたものです。

改正法が段階的に施行されることや改正内容が多岐にわたること、また、個人事業者等に対する安全衛生対策が盛り込まれるといった、これまでの法律の対象である労働者にプラスし個人事業者等にも対応が求められることから、当該改正の内容等についてご理解いただくため、標記説明会を開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが関係者皆様のご参加をお願いいたします。

つきましては、会場準備の都合もございますので、9 月 10 日（木）までに『労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト』よりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 25 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分（予定）
- 2 場 所 神戸西労働基準協会 研修室（神戸市兵庫区水木通 7-1-18）
※ 駐車場は確保していませんのでご留意願います。

3 内 容（予定）

- ・ 安全衛生行政の動向……………神戸西労働基準監督署 担当官
- ・ 改正労働安全衛生法（個人事業者等）……………神戸西労働基準監督署 担当官

- 4 参加費 無料（定員 60 名／定員になり次第締め切りといたします。）

5 申込方法

『労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト』よりお申し込みください。

URL : <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>

